

京都市上下水道局訓令甲第2号

京都市上下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を改正する訓令
京都市上下水道局における人権文化推進に関する要綱の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 管理者
- (2) 次長
- (3) 総務部長
- (4) 技術監理室長
- (5) 水道部長
- (6) 下水道部長
- (7) その他管理者の指定する者

第4条第2項中「別表第2に掲げる職員」を「総務課長、職員課長、人材育成担当課長、業務管理担当課長、監理課長、水道部管理課長、下水道部管理課長及び下水道部施設課長」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)